

審査基準表

(脱炭素化対策促進事業 業務委託)

審査項目	評価の視点	配点	総合	
1 業務実施体制	本業務を適正に執行できる体制となっているか。	10	10	
2 業務実績	類似する業務(省エネや再生可能エネルギーの活用に関するセミナー、見学会の企画及びイベント等による再エネの普及啓発)の経験・ノウハウを本業務に活用することが期待できるか。	10	10	
3 実施方法等				
(1) セミナー及び現地見学会の開催等	効果的な周知方法を検討しているか。	5	70	
	具体性のある提案内容となっているか。	10		
	事業者の興味を引く内容となっているか。	10		
(2) イベント等による再エネ普及啓発	効果的な周知方法を検討しているか。	5		
	具体性のある提案内容となっているか。	10		
	県民の興味を引く内容となっているか。	10		
(3) その他、事業者へのフォローアップ	仕様書の業務内容以外の特徴的な取組があるか。	20		
4 スケジュール	無理のない計画となっているか。	5		5
5 見積額	提案内容に対し経費の積算は妥当か。節減が図られているか。	5		5
合計		100	100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】 ※5点満点以外の項目は、下記をベースに各係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案